

さいたま市立つばさ小学校さいたまチャレンジスクール実施要領

第1 主旨

この要領は、さいたま市立つばさ小学の施設を活用し、週休日や放課後等に土曜チャレンジスクール及び放課後チャレンジスクールを設け、当該地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに学習、スポーツ、体験活動、地域住民との交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な事項を定めるものである。

第2 定義

この要領における用語の意義は、さいたま市チャレンジスクール推進事業実施要綱の例による。

第3 運営

- 1 つばさ小学校チャレンジスクールの事業は、地域の方々によるつばさ小学校チャレンジスクール実行委員会(以下「実行委員会」という。)が運営する。
- 2 実行委員会は、つばさ小学校本来の活動に十分配慮し、学校の教育活動の妨げになることのないように事業を運営しなければならない。
- 3 実行委員会は、既に設置されている放課後児童クラブ(学童)と、協力・連携を図り、事業を運営するものとする。
- 4 実行委員会は、事業実施に際して、子どもたちの健全育成に必要なプログラムをあらかじめ策定する。

第4 対象

- 1 本事業の対象は、つばさ小学校の全ての児童とする。
- 2 参加児童が過多の場合は、実行委員会が定めた参加児童数とする。

第5 実施

- 1 本事業は、実行委員会が定めた日時とし、放課後チャレンジスクールは年 20 回、土曜チャレンジスクールは年 10 回以内とする。
- 2 本事業は、つばさ小学校の体育館及び校庭において実施する。
- 3 参加費は無料とする。但し、保険料、材料費等は受益者負担とする。

第6 安全

実行委員会は、事業の安全を確保するうえで、参加児童の保護者の協力を得ながら、次のことを遵守する。

- 1 参加児童の安全確保のため、安全管理員を置く。
- 2 参加児童の保護者から参加同意を確認し、連絡体制を整える。
- 3 不測の事態に対する安全マニュアルを備える。
- 4 登下校時の安全確保については、保護者と相談の上、適切な対策を講じる。
- 5 参加する児童及び地域の方々等は、適宜傷害保険等に加入する。

附則

この要領は、平成 24 年 7 月 19 日から施行する。